

平成 25 年度

# 包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

【概要版】

資産の評価と負債の管理について

～主に府民の将来負担の観点から～

平成 26 年 2 月

大阪府包括外部監査人

公認会計士 里見 優



## 目 次

第1	包括外部監査の概要	1
第2	監査の視点と着眼点（報告書本編4頁）	3
第3	監査の結果及び意見のまとめ（報告書本編64頁）	5
1.	監査の結果の総括（報告書本編64頁）	5
（1）	前提	5
（2）	検討の結果の要約	5
2.	未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果（報告書本編67頁）	7
（1）	前提	7
（2）	未収金の調定年度調べの結果	7
（3）	将来負担の要約	9
3.	棚卸資産の検討並びにその検討結果（報告書本編130頁）	10
（1）	前提	10
（2）	検討の対象と検討結果の要約	11
4.	出資金等の評価の検討並びにその検討結果（報告書本編137頁）	11
（1）	前提	11
（2）	検討の結果	12
5.	貸付金の検討並びにその検討結果（報告書本編144頁）	13
（1）	前提	13
（2）	将来負担の要約	13
6.	貸付金の割引現在価値について（報告書本編170頁）	15
（1）	前提	15
（2）	割引計算の結果について	15
7.	固定資産（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果（報告書本編176頁）	16
（1）	前提	16
（2）	検討の結果	17
8.	退職給付債務について（報告書本編179頁）	17
9.	債務保証又は損失補償について（報告書本編184頁）	17
（1）	前提	18
（2）	大阪府における債務保証又は損失補償の状況	18
（3）	個々の債務保証又は損失補償の検討の結果	18

10. 未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について（報告書本編 192 頁）

..... 19

(注1) 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。  
報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

(注2) これは報告書の概要であり、詳細な内容については報告書本編を参照されたい。

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

「資産の評価と負債の管理について～主に府民の将来負担の観点から～」

### 【3】特定の事件（監査テーマ）を選定した理由（報告書本編1頁）

平成24年3月に施行された「大阪府財政運営基本条例」によれば、大阪府の財政運営は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本として、財政リスクを管理するものとされている。そこで、その管理等に資するよう、大阪府の全ての資産及び負債の増減及び異動についてその発生の事実に基づき経理する方法により財務諸表を作成することとされた。

これらを受け、平成25年度の包括外部監査では、大阪府が企業会計の視点や考えに照らして適切に資産の評価と負債の管理を行っているかについて監査することとした。資産が回収可能性を反映するよう適切に評価され、また、負債が網羅的に全て正確に認識されはじめて将来の負担が明らかとなり、財政リスクをコントロールできると考えたからである。また、資産の評価と負債の管理は、会計上極めて重要な論点であり、かつ、専門的な判断が求められる難解な論点でもあることから、包括外部監査で専門的に組織をまたがって網羅的に取り上げる意義があると考えた。そこで、主に府民の将来負担の観点から、資産の評価と負債の管理について監査することとした。

なお、平成25年度の包括外部監査で取り上げる上記の監査のテーマは、公認会計士法第2条第1項に定める監査証明業務ではなく、あくまで主に府民の将来の負担が適切に認識され、開示されているかどうかの観点から資産の評価と負債の管理について監査するものであることを念のため付言する。

**【4】監査対象（報告書本編 6 頁及び 12 頁以降参照）**

大阪府財政運営基本条例第 25 条第 1 項に規定する財務諸表の作成に関連する全所属及び全部局

具体的には、報告書本編 12 頁から 56 頁を参照。

## 第2 監査の視点と着眼点（報告書本編4頁）

本監査は、資産を再評価し、負債を追加認識することで将来の府民の負担にどのような影響があり得るのかを検証するもので、府民の潜在的な将来負担を洗い出すことを主眼としている。

本報告でいう府民の潜在的な将来負担とは、平成24年度の新公会計制度に基づく財務諸表において表示されている資産と負債の差額である純資産と、本監査によって資産を再評価し、負債を追加認識することで見直しされる資産と負債の差額である純資産との差、及び負債としては追加認識しないが将来キャッシュ・アウトが発生する蓋然性が相当程度高いものをいうものと定義する。本監査は府民の潜在的な将来負担を洗い出すことを主眼とするものであることから、例えば、既に認識されている負債、代表的には大阪府が発行した府債等を対象とするものではない。

また、府民の将来負担の観点から、資産を再評価し、負債を追加認識することで将来の府民の負担にどのような影響があり得るのかを検証を行ったが、資産の評価及び負債の管理に係る事務の執行が、法令等に準拠し適法に行われ、かつ、経済性、効率性、有効性をもって実施されているか否かについても併せて検討を行った。これは、府民の将来負担を増加させないために、如何にして資産や負債を管理すべきかの提言を行うためである。監査の着眼点は、具体的には次のとおりである。

- (1) 各所属又は各部局では、財務諸表の信頼性を担保するために、組織内で財務諸表やその基礎資料等を相互に点検又は検証する体制が取られているか。
- (2) 各所属又は各部局では、財務諸表の作成に当たって資産の評価及び負債の管理に必要な情報を適切に管理しているか。すなわち、財務諸表の作成に必要な情報が適時にかつ正確に収集され活用されているか。あわせて、特に負債については、負債に関する情報が網羅的に管理されているか。
- (3) 債権の管理並びに評価は適切か。

債権は適切に管理されているか。すなわち、発生年度別に残高とその回収の状況が適切に管理されているか。また、回収対象債権、整理対象債権については、「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」等に則り適切に回収や整理が進められているか。

債権は企業会計の視点や考え、あるいは「評価性引当金取扱要領」等に則り、回収可能性を反映するように適切に評価されているか。すなわち、個々の債権の状況に応じ、不納欠損引当金又は貸倒引当金が適切に算定され計上されているか、又は、



不納欠損の処理が行われているか。また、府民の将来負担の観点からその管理方法や評価に課題や問題のあるものはないか。

(4) 出資金の評価は適切か。

出資金は企業会計の視点や考え、あるいは「出資金の減額に関する取扱要領」等に則り、実質価額等を反映して適切に評価されているか。すなわち、個々の出資金の状況に応じて必要な場合には出資金の減額処理が行われているか。また、府民の将来負担の観点からその評価方法や評価結果に課題や問題のあるものはないか。

(5) 棚卸資産の管理と評価は適切か。

棚卸資産は企業会計の視点や考え、あるいは「棚卸資産の評価に関する実務指針」等に則り、時価を反映して適切に評価されているか。すなわち、府民の将来負担の観点からその評価方法や評価結果に課題や問題のあるものはないか。

(6) 固定資産の評価は適切か。

固定資産は、企業会計の視点や考え、あるいは「減損処理取扱要領」等に則り行政サービス提供能力を反映して適切に評価されているか。すなわち、個々の固定資産の行政サービス提供能力に応じて必要な場合には固定資産の減損処理が行われているか。また、府民の将来負担の観点からその管理方法や評価に課題や問題のあるものはないか。

(7) 負債として認識すべきものが、網羅的に適切に認識されているか。負債性引当金に該当するものは、企業会計の視点や考え、あるいは「負債性引当金取扱要領」等に則り適切に認識されているか。また、府民の将来負担の観点からその管理方法や評価に課題や問題のあるものはないか。

### 第3 監査の結果及び意見のまとめ（報告書本編 64 頁）

#### 1. 監査の結果の総括（報告書本編 64 頁）

##### （1）前提

本監査は、府民の将来負担の観点から、資産の評価と負債の管理について監査するものである。資産を再評価し、負債を追加認識することで将来の府民の負担にどのような影響があり得るのかを検証するものである。

個々の検討過程やアプローチの方法、具体的に実施した手続並びにその結果は報告書本編 64 頁「第4 包括外部監査の結果」に詳細に記載しているが、検討を通じて監査人の結論として得られた、府民の将来負担を要約したものが、次の（2）検討の結果の要約である。

##### （2）検討の結果の要約

（図表 1）【本監査の結果として集計した府民の潜在的な将来負担】（報告書本編 65 頁）  
（単位：百万円）

No.	項目	府民の 将来負担	該当頁	注釈
1	未収金の再評価による追加の将来負担	1,865	10	報告書本編 93 頁
2	棚卸資産の再評価による追加の将来負担	11,889	11	報告書本編 131 頁
3	出資金等の再評価による追加の将来負担 ※	△48,291	12	報告書本編 137 頁
4	貸付金の再評価による追加の将来負担（個別検討）	3,706	13	報告書本編 144 頁
5	長期の貸付金について割引計算を実施した結果得られた将来負担	15,196	14	報告書本編 174 頁
6	固定資産（貸付金を除く）の再評価による追加の将来負担	242	17	報告書本編 177 頁
7	退職給付引当金の試算による追加の将来負担	167,188	17	報告書本編 183 頁
8	損失補償引当金等に相当する額の試算による追加の将来負担	75,799	18	報告書本編 186 頁
9	資産の再評価及び負債の追加認識による追加の将来負担の合計額	227,594	—	1から8の合計

※ △で表示したものは、府民の将来負担を軽減することを意味する。

あわせて、監査人は大阪府の施設の維持管理費用の推計を行った。本監査における固定資産（貸付金を除く）の再評価の過程で、主にその行政財産につき使用率の低い固定資産の存在が認められた。固定資産の再評価の結果、特にその評価に問題ないものでも、その固定資産を今後も継続的に使用できる状態としておくためには相応の維持管理費用がかかるはずである。まさに、この維持管理費用も今後府民が潜在的に負担することとなる将来の負担であることから、維持管理費用の集計を試みた。なお、一定の仮定を置いて集計したこと、集計は種々の情報から年額で集計したが、今後当該施設が使用される年数は極めて不確実であることから、上記の（図表1）に含めて府民の将来負担として集計することはせず、別途以下のとおり集計の結果を示すこととした。詳細は、報告書本編 189 頁を参照されたい。

（単位：百万円）

項目	推計額（年額）	注釈
大阪府の施設の維持管理費用	1,994	報告書本編 189 頁

また、府民の潜在的な将来負担を検討する過程で、別途次の事項についても検討を行っている。

- ① 未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金の集計
- ② 私費等の集計

大阪府では、①の未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金（以下、延滞金等という。）について、その対象となる元本の返済や納付を受け、当初の返済又は納付期限より遅延した日数が確定した時点ではじめて延滞金等に係る収入の調定を行い、債権として認識している。その結果、現在未収金として認識されている元本に係る多くの延滞金等については、資産としては認識されていない。ここで、これらの延滞金等について、元本の返済や納付が遅延しているということは、延滞金等が納付される可能性は全体的に極めて低いと考えられることからその回収可能性は乏しいと考えられる。

発生主義の考えに則れば、当然これらの延滞金等についても資産として認識すべきである。しかしながら、回収可能性が非常に低いことから、資産として認識してもその回収可能性の反映を通じて、結果的に純資産に与える純額の影響はないと考えられるため、上記の（図表1）には集計していない。詳細は、報告書本編 192 頁以降を参照されたい。

次に、②については、私費等は、実質的には現金及び預金であるが、一般的に現金や預金は横領や着服のリスクが高いことから、その管理は公費と並んで厳格に管

理されるべきものである。大阪府においても、未収金の検討過程において、学校徴収金等の着服という事実があったことを把握した。このように、公費でないいわゆる私費等について、本件のように着服等の流用や横領があり、本人からの弁済がかなわない場合には、最終的には大阪府が補填することになる。したがって、これらの管理が適切に行われなければ、大阪府が補填する必要があるという意味で、府民の将来負担となり得る要因であると考え、その状況を集計して示すこととした。詳細は、報告書本編 197 頁を参照されたい。

## 2. 未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果（報告書本編 67 頁）

### （1）前提

大阪府の新公会計制度に係る財務諸表の作成において、各所属は、未収金として計上されている個々の債権について、将来の回収可能性を検討している。具体的には、新公会計制度に係る財務諸表の作成に当たって、報告書 15「評価性引当金（不納欠損、貸倒）報告書」という帳票を作成し、この検討を行っている。

そこで、回収可能性が低下したもの若しくは回収可能性がないものについては、将来の府民の負担となる可能性があるため、本監査では当該報告書 15 や債権管理簿等を中心とする債権の管理資料を活用するとともに、各所属へのヒアリングを通じて、監査人においても、将来の回収可能性の検討を行った。回収可能性の検討において、未収金の年齢の情報は非常に重要であることから、未収金の調定年度別の債権の残高を監査人において集計した。

あわせて、回収可能性の検討の過程において、債権の管理が適切に行われなければ、将来の府民の負担を増加せしめる結果となることから、各債権の管理について、課題がないかの検証も行った。

### （2）未収金の調定年度調べの結果

平成 24 年度末の大阪府の私債権、公債権別の調定年度調べの結果は次のとおりであった。

【大阪府全庁】

① 私債権

(単位：千円)

発生年度（債権の年齢）	残高	該当する債権を有する主な部局
平成元年より以前（24年以上）	598,213	福祉部、商工労働部
平成元年から平成9年度 （15年以上24年未満）	455,583	〃
平成10年度から平成14年度 （10年以上15年未満）	872,530	福祉部、健康医療部、商工労働部、住宅まちづくり部
平成15年度から平成18年度 （6年以上10年未満）	1,366,360	〃
平成19年度（5年以上）	308,523	福祉部、住宅まちづくり部
平成20年度（4年以上）	312,629	福祉部、健康医療部、住宅まちづくり部
平成21年度（3年以上）	297,978	福祉部、住宅まちづくり部
平成22年度（2年以上）	414,025	福祉部、商工労働部、住宅まちづくり部
平成23年度（1年以上）	622,620	総務部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、住宅まちづくり部
平成24年度（1年未満）	1,312,144	福祉部、環境農林水産部、住宅まちづくり部
不明	1,710	福祉部
合計	6,562,344	

② 公債権

(単位：千円)

発生年度（債権の年齢）	残高	該当する債権を有する主な部局
平成元年より以前（24年以上）	30,987	総務部
平成元年から平成9年度 （15年以上24年未満）	735,888	総務部
平成10年度から平成14年度 （10年以上15年未満）	784,320	総務部、環境農林水産部
平成15年度から平成18年度 （6年以上10年未満）	732,376	総務部、教育委員会
平成19年度（5年以上）	690,499	総務部、環境農林水産部、都市整備部、教育委員会
平成20年度（4年以上）	1,592,451	総務部、福祉部、教育委員会、公安委員会
平成21年度（3年以上）	2,089,235	〃
平成22年度（2年以上）	1,708,658	総務部、福祉部、都市整備部、公安委員会
平成23年度（1年以上）	3,359,484	総務部、福祉部、公安委員会

平成 24 年度（1 年未満）	414,634	福祉部、公安委員会
不明	3,433	健康医療部
合計	12,141,995	

③ 大阪府全庁 合計 (①+②)

(単位：千円)

発生年度（債権の年齢）	残高	該当する債権を有する主な部局
平成元年より以前（24 年以上）	629,200	総務部、福祉部、商工労働部
平成元年から平成 9 年度 （15 年以上 24 年未満）	1,191,471	総務部、福祉部、商工労働部
平成 10 年度から平成 14 年度 （10 年以上 15 年未満）	1,656,850	総務部、福祉部、健康医療部、環境農林水産部、商工労働部、住宅まちづくり部
平成 15 年度から平成 18 年度 （6 年以上 10 年未満）	2,098,736	総務部、福祉部、健康医療部、商工労働部、住宅まちづくり部、教育委員会
平成 19 年度（5 年以上）	999,022	総務部、福祉部、環境農林水産部、都市整備部、住宅まちづくり部、教育委員会
平成 20 年度（4 年以上）	1,905,080	総務部、福祉部、健康医療部、住宅まちづくり部、教育委員会、公安委員会
平成 21 年度（3 年以上）	2,387,214	総務部、福祉部、住宅まちづくり部、教育委員会、公安委員会
平成 22 年度（2 年以上）	2,122,683	総務部、福祉部、商工労働部、都市整備部、住宅まちづくり部、公安委員会
平成 23 年度（1 年以上）	3,982,104	総務部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、住宅まちづくり部、公安委員会
平成 24 年度（1 年未満）	1,726,778	福祉部、環境農林水産部、住宅まちづくり部、公安委員会
不明	5,143	福祉部、健康医療部
合計	18,704,349	

(3) 将来負担の要約

個々に未収金の回収可能性について検討したところ、以下の未収金の一部については、回収が困難であると認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しいものが認められた。そこで、監査人が本報告において回収不能と判断した額を、府民の将来負担を構成するものとして集計した。

なお、将来負担として集計した額については、あくまで監査人が監査の結論として判断した一時点の評価に過ぎない。そこで、当該金額が将来的に回収可能となる

可能性も当然ながら存在し、逆に回収可能と判断した額が将来的に回収不能となる可能性もある。

各所属は、債権管理が適切に行われず、債権が回収できない結果となれば、結果的に府民の負担が生ずることとなるため、今後もこれまで以上に適切に債権管理を行い、回収に向けた努力を継続することが必要である。

なお、個々の債権管理における課題については、報告書本編を参照されたい。

(単位：千円)

部局名	債権名	平成24年度 未残高	内、将来負担 として 集計した額	報告書 本編 該当頁
政策企画部	青少年海洋センターファミリー棟 指定管理者納付金	10,517	10,517	95
総務部	退職手当返納に係る延滞利息	19,203	9,601	97
	退職手当返納に係る延滞金	1,512	756	97
	土地貸付料	9,845	1,555	97
	土地貸付料に係る延滞利息	3,819	629	97
福祉部	補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金	112,374	11,592	99
健康医療部	原爆被爆者手当金返納金	15,773	15,773	102
商工労働部	補助金返還金（A社）	63,633	31,816	103
	補助金返還金（B社）	12,303	12,303	103
環境農林水産部	原状回復事業弁償金	381,698	277,198	105
都市整備部	都市整備費雑入	14,309	7,504	106
住宅まちづくり部	府営住宅使用料及び損害金（入居者）	822,187	109,788	110
	府営住宅駐車場使用料	392,646	6,774	110
	府有財産賃貸借契約に係る賃貸料及び延滞金	2,624	2,624	110
教育委員会	業者使用光熱水費	6,740	1,513	118
公安委員会	放置違反金	2,233,577	1,371,327	121
合計		4,096,987	1,865,497	—

### 3. 棚卸資産の検討並びにその検討結果（報告書本編 130 頁）

#### (1) 前提

大阪府の新公会計制度に係る財務諸表の作成に当たって、各所属は、棚卸資産について、時価である正味売却価額が取得価額を下回っているときには、正味売却価額によって評価するものとされている。この結果、正味売却価額を貸借対照表価額とする場合、取得価額と正味売却価額との差額は、原則としてその他行政費用に計上する（棚卸資産（販売用不動産）に関する実務指針第7条）。そのため、各所属は、新公会計制度に係る財務諸表の作成に当たって、任意の様式で「棚卸資産評価算定表」という帳票を作成し、棚卸資産の評価の検討を行っている。

そこで、本監査では当該「棚卸資産評価算定表」を中心とする棚卸資産の管理資料を活用するとともに、各所属へのヒアリングを通じて、監査人においても、取得価額及び時価である正味売却価額の検討を行った。なぜなら、仮に取得価額が適切に集計されない場合、若しくは適切に時価である正味売却価額が見積もられない場合、販売によって当初見込まれていた利益が得られず、場合によっては多額の損失を被るリスクもある。このように、取得価額の算出や正味売却価額の見積りの結果によっては、将来の府民の負担となる可能性があることから、本監査では棚卸資産の評価について、検討を行った。あわせて、回収可能性の検討の過程において、棚卸資産の管理が適切に行われなければ、将来の府民の負担を増加せしめる結果となることから、棚卸資産の管理について、課題がないかの検証も行った。

## （2）検討の対象と検討結果の要約

個々の棚卸資産の管理における課題については、報告書本編を参照されたい。

（単位：千円）

部局名	棚卸資産名	取得価額	内、将来負担として集計した額	報告書本編該当頁
政策企画部 危機管理室	救助用物資	1,667,910	—	131
都市整備部 港湾局	阪南2区	22,911,727	10,900,000	132
都市整備部 港湾局	汐見沖地区	2,750,922	—	—
都市整備部 箕面整備事務所	箕面北部丘陵	11,673,489	—	—
住宅まちづくり部 タウン推進局	りんくうタウン	6,636,667	989,709	135
住宅まちづくり部 タウン推進局	阪南スカイタウン	6,518,994	—	—
合計		52,159,709	11,889,709	—

## 4. 出資金等の評価の検討並びにその検討結果（報告書本編 137 頁）

### （1）前提

大阪府では新公会計制度に係る財務諸表の作成上、出資先の有価証券又は出資に



よる権利（以下、出資金等とする。）の時価又は実質価額（以下、時価等とする。）を算出し、その帳簿価額との比較を行っている。具体的には、新公会計制度に係る財務諸表の作成に当たって、報告書4「法人等出資金評価減」という帳票を作成し、検討を行っている。

そこで、本監査では当該報告書4を活用して、時価や実質価額の変動に着眼して、検討を行った。なぜなら、時価の下落や実質価額の低下の程度にかかわらず、その時価等が下落又は低下したものについては府民の将来負担となる可能性があり、逆にその時価等が上昇したものについては府民の将来負担を軽減する可能性があるためである。

## （2）検討の結果

報告書4を活用して得られた、大阪府の一般会計等が有する法人等出資金の帳簿価額と時価等の対比の結果は次のとおりである。

なお、個々の出資金の管理における課題については、報告書本編を参照されたい。

### ① 法人等出資金の帳簿価額と時価等の対比の要約

（単位：千円）

	銘柄件数 (件)	帳簿価額①	時価等②	評価差額③ (②-①)	注釈
法人等出資金総額	142	569,558,453	617,850,228	48,291,775	
内、公益法人等に対する出資金等	87	28,182,109	—	△28,182,109	②参照
内、地方独立行政法人/独立行政法人に対する出資金等	9	279,037,345	305,972,285	26,934,939	
内、地方三公社等に対する出資金等	5	91,192,670	146,151,831	54,959,161	
内、その他	1	27,124	166,105	138,981	
内、上記以外のその他の出資金等（A）	40	171,119,204	165,560,007	△5,559,196	
（（A）の内訳）					
A-1 出資金等の額を上限として分配される銘柄	9	35,064,225	35,064,225	—	
A-2 時価等が上昇している銘柄	21	6,104,402	30,663,629	24,559,227	
A-3 時価等が下落している銘柄	10	129,950,577	99,832,152	△30,118,424	

### ② 公益法人等に対する出資金等の取扱いについて

公益法人等に対する出資については、出捐金や寄付金等の名目で府から資金流出

しているものである。出捐も寄付とほぼ同義であり、見返りを期待せずに、金銭や品物を拠出することをいう。また、寄附行為や定款における残余財産の帰属先に大阪府が定められておらず、大阪府は法的にも返還請求権を有していない。したがって、これらの出資等は将来のキャッシュ・フローの獲得に貢献する能力がないという意味で資産性はない。そこで、これらの出資額については、府民の将来負担を構成するものとして集計した。

そもそも監査人はこれらの出資等を資産として認識することには疑問がある。ただし、現在総務省で進められている地方公共団体の財務書類の作成基準の作成部会においても出捐金は資産として認識する方向で検討が進められているようである。参考までに、大阪府と同様、新公会計制度において他の地方公共団体を先導している東京都では、財団に対する出捐金は、行政コスト計算書において認識しており、資産計上は行っていない（東京都会計基準 第3 行政コスト計算書 3 計上する科目 ②x）。

また、各所属が所管する公益法人等の資金の拠出者に対して、各所属は、資金の拠出者からの拠出は既に当該公益法人等の固有の財産であって資金の拠出者は当該団体等に対して持分や出資の返還の請求権を有していないという認識で指導していることとの違和感も覚える。

## 5. 貸付金の検討並びにその検討結果（報告書本編 144 頁）

### （1）前提

大阪府の新公会計制度に係る財務諸表の作成において、各所属は、貸付金として計上されている個々の債権について、将来の回収可能性を検討している。具体的には、新公会計制度に係る財務諸表の作成に当たって、報告書 15「評価性引当金（不納欠損、貸倒）報告書」という帳票を作成し、検討を行っている。

回収可能性が低下したもの若しくは回収可能性がないものについては、将来の府民の負担となる可能性があるため、本監査では当該報告書 15 や債権管理簿等を中心とする債権の管理資料を活用するとともに、各所属へのヒアリングを通じて、監査人においても、将来の回収可能性の検討を行った。あわせて、回収可能性の検討の過程において、債権の管理が適切に行われなければ、将来の府民の負担を増加せしめる結果となることから、各債権の管理について、課題がないかの検証も行った。

### （2）将来負担の要約

個々に貸付金（未収金に振り替えられた額も含む。）の回収可能性について検討したところ、以下の貸付金の一部については、回収が困難であると認められる蓋然

性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しいものが認められた。そこで、監査人が本報告において回収不能と判断した額を、府民の将来負担を構成するものとして集計した。

なお、将来負担として集計した額については、あくまで監査人が監査の結論として判断した一時点の評価に過ぎない。そこで、当該金額が将来的に回収可能となる可能性も当然ながら存在し、逆に回収可能と判断した額が将来的に回収不能となる可能性もある。

各所属は、債権管理が適切に行われず、債権が回収できない結果となれば、結果的に府民の負担が生ずることとなるため、今後もこれまで以上に適切に債権管理を行い、回収に向けた努力を継続することが必要である。

なお、個々の債権管理における課題については、報告書本編を参照されたい。

(単位：千円)

部局名	債権名	債権総額	内、将来負担として集計した額	報告書本編該当頁
政策企画部	災害援護資金市町村貸付金 (被災者への生活再建資金の貸付)	59,653	39,967	145
府民文化部	大阪府大学修学奨学金貸付金(未収金を含む)	538,452	16,642	147
	大阪府育英会貸付金	33,138,375	994,151	
福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金	37,993	71	149
	大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	17,434	17,434	
	大阪府介護福祉士等修学資金貸付金	103,609	103,609	
	大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金	48,009	48,009	
健康医療部	大阪府看護師等修学資金貸付金(未収金を含む)	1,388,027	830,528	157
	同貸付金に係る延滞利息	16,125	244	
商工労働部	中小企業高度化資金貸付金	8,506,945	8,750	159
環境農林水産部	経営改善資金等貸付金(M社)(未収金を含む)	2,539,000	1,269,500	162
教育委員会	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金(未収金を含む)	44,447	32,721	165
	高等学校等修学資金奨励費貸付金(未収金を含む)	384,663	345,290	
合計		46,822,732	3,706,916	—

## 6. 貸付金の割引現在価値について（報告書本編 170 頁）

### （1）前提

金銭消費貸借契約証書や債権管理簿を中心とする帳票の閲覧や各所属へのヒアリングを通じて、貸付金については、その元本の回収にかなりの長期間を要するものが存在することが判明した。

一般に貨幣（貸付金のような貨幣性資産を含む。）の現時点の価値は時の経過の影響を受けるものであり、回収期間が長期に亘るほど、その価値は小さくなる。また、将来の予測は誰にもできず、将来の事象や状況には必ず不確実性が介在し、その期間が長期であるほど不確実性が高くなる。

そこで、貸付金の返済に長期間を要するという事実を貸付金の評価に反映させるべく、返済予定表がある場合には当該返済予定表を活用し、また、返済予定表がない場合には金銭消費貸借契約証書や債権管理簿等の閲覧や所属へのヒアリングにより、返済予定年数を特定のうえ、監査人自ら返済予定表へと展開し、一定の割引率を仮定の上、割引計算により現在価値を算出した。

### （2）割引計算の結果について

割引計算の対象とする貸付金について、直近の発行実績に基づく府債の加重平均利率である 0.557%を用いて割引計算を実施した結果は次のとおりである。

（単位：千円）

部局	貸付金名	平成 24 年度末 残高	割引現在価値
総務部	大阪府市町村施設整備資金貸付金	44,029,192	42,285,755
政策企画部	琵琶湖総合開発事業資金貸付金	1,273,498	1,248,339
	独立行政法人空港周辺整備機構事業資金貸付金	203,107	198,360
	関西国際空港(株)貸付金	47,167,722	43,401,763
福祉部	大阪府社会福祉事業振興対策資金貸付金	969,718	907,259
	金剛コロニー再編整備資金貸付金	882,162	844,800
健康医療部	地方独立行政法人大阪府立病院機構建設改良資金貸付金	19,468,253	18,297,943
商工労働部	小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金	4,347,021	4,271,269
	おおさか地域創造ファンド事業資金貸付金	16,200,000	15,753,922
	財団法人大阪府地域支援人権金融公社貸付金	2,316,610	2,150,270
環境農林水産部	財団法人大阪府地域支援人権金融公社貸付金		

部局	貸付金名	平成 24 年度末 残高	割引現在価値
都市整備部	大阪高速鉄道(株)貸付金	3,999,000	3,803,486
	地下鉄 7 号線貸付金	1,991,402	1,883,536
	渋滞対策特定都市高速道路整備事業特別貸付金	1,576,379	1,541,951
	大阪外環状線鉄道建設費貸付金	10,862,000	8,723,623
	有料道路整備特別貸付金（無利子）	3,535,500	3,398,665
住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公社貸付金	29,170,370	24,084,497
合計		187,991,934	172,795,438

そこで、平成 24 年度末の貸付金残高と割引現在価値との差額である 15,196 百万円を将来負担として見込んだ。

## 7. 固定資産（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果（報告書本編 176 頁）

### （1）前提

大阪府では他の地方公共団体に先駆けて、固定資産の減損会計を導入している。地方公共団体の資産の多くは、民間企業と異なり収入の獲得を主たる目的とするものではないという理解から、大阪府では、減損の認識等の判定に当たっては、地方独立行政法人が導入している減損会計に関する基準等を参考として制度の設計が行われている。具体的には、減損の認識指標としては、企業会計では当該資産のキャッシュ・イン・フローに着目するが、大阪府では行政サービス提供能力に着目して検討が行われる。すなわち、行政財産については、主として個々の資産の利用度（例えば、庁舎として利用している床面積、施設の年間利用者数や入場者数等）を用い、固定資産が使用されている業務実績や使用可能性の著しい低下又は業務運営環境の著しい悪化等の事実が確認され、当初の行政目的どおりに使用しないという判断がなされた場合には、当該資産の価値の低下（減損）を認識し、資産の帳簿価額を正味売却価額又は減価償却後再調達価額（使用価値相当額）のいずれか高い額まで減額し、帳簿価額との差額を行政コスト計算書として計上することとされている。なお、普通財産については、当該資産の時価と帳簿価額との比較により、減損の兆候を判定するものとされている。

大阪府では、これらの検討に当たって「各施設別減損の兆候を判断する指標一覧

(各部局別)」、様式1【減損の兆候に係る報告書】、様式2【減損の認識に係る報告書】等を作成していることから、本監査では当該帳票を活用して、固定資産の評価の検討が網羅的に正確に行われているか検証を行った。

## (2) 検討の結果

大阪府城東庁舎については、建物自体の価値はないものと見込み、平成24年度末の帳簿価額242,375千円全額を将来負担として見込んだ。

その他固定資産の管理並びに評価における課題については、報告書本編を参照されたい。

## 8. 退職給付債務について（報告書本編179頁）

大阪府では、決算年度末の自己都合退職による期末要支給額によって退職手当引当金を見積もる、という、いわゆる簡便法を採用していることから、割引計算によって退職給付債務を見積もるいわゆる原則法によって退職給付引当金を算定した場合には、必然的にその計算結果が異なることとなる。

そこで、監査人はさまざまな仮定を設け、退職給付引当金に相当する金額を試算することとした。平成24年度末の退職給付引当金に相当する額は次のように試算された。

(単位：千円)

職位	総人数（人）	退職給付引当金に相当する額
行政職	12,042	127,184,338
教育職（高校）	8,714	117,410,692
教育職（小中学校）	39,068	403,653,058
公安職	21,259	178,142,374
合計	81,083	826,390,464

そこで、平成24年度末現在退職手当引当金として認識されている659,202百万円と上記のとおり算出された826,390百万円との差額である167,188百万円を将来負担として集計した。

なお、監査人が設けた仮定並びに退職給付引当金の算定過程については報告書本編を参照されたい。

## 9. 債務保証又は損失補償について（報告書本編184頁）

(1) 前提

大阪府財政運営基本条例では、財政リスクを適切に管理するために、新たな損失補償等を原則禁止としている（大阪府財政運営基本条例第10条第1項本文）。

そこで、予算制定当初に「損失補償・債務保証の点検」として、損失補償等の内容や損失補償等を行わなければならないやむを得ない理由を明らかにして、損失補償等の必要性を検証している。

(2) 大阪府における債務保証又は損失補償の状況

平成25年度当初予算の「債務負担行為に関する調書」から、現在大阪府が行っている債務保証又は損失補償を抜粋し、関連する金額を集計した。また、財政健全化法上の将来負担比率の算定において「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額」として将来負担額の一つに見込まれている金額を、財務部財政課から徴取して併せて集計した。

このうち、過去に損失補償等の履行実績のある商工労働部の中小企業信用保証協会との間で締結された損失補償について内容の検討を行った。

部局名	限度額	前年度末までの支出見込額	財政健全化法将来負担額
政策企画部	—	—	—
総務部	2,551億円	—	—
府民文化部	864億円	—	61億円
福祉部	—	—	—
健康医療部	—	—	—
商工労働部	2,942億円	487億円	1,066億円
環境農林水産部	1億円	0億円	0億円
都市整備部	2,236億円	—	—
住宅まちづくり部	3,831億円	—	90億円
教育委員会	—	—	—
公安委員会	—	—	—
合計額	1兆2,427億円	487億円	1,218億円

(3) 個々の債務保証又は損失補償の検討の結果

損失補償契約のうち、履行される可能性が高い金額75,799百万円については、本報告において府民の将来の負担として捉えた。

## 10. 未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について（報告書本編 192 頁）

監査人は債権管理簿を中心とする帳票の閲覧や各所属へのヒアリングを通じて、以下の問題意識をもった。すなわち、大阪府の決算においては、相当多数かつ多額の未収金が計上されている。したがって当該未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金（以下、延滞金等という。）も相当多額となるのではないかと、全庁的に延滞金等の状況について把握することは有意義なのではないかと考え、監査人において把握を行った。

以下は、平成 24 年度末の未収金について、債権の本数と延滞金等が発生しうる債権について、延滞金等の金額の把握状況、並びに、未収金の調定年度調べの結果から監査人が推定した延滞金等を各部局別にまとめたものである。

（単位：千円）

部局名	未収金総額	債権本数	うち、延滞金等が発生する債権（本）	うち、延滞金等が把握されていない債権（本）	延滞金等推定総額
政策企画部	10,892	3	3	—	1,693
総務部	9,182,151	16	12	2	6,037,636
府民文化部	24,543	2	1	—	5,723
福祉部	1,315,717	40	34	11	482,633
健康医療部	217,374	9	7	4	73,768
商工労働部	1,489,582	12	10	2	1,144,164
環境農林水産部	862,537	14	12	—	90,963
都市整備部	133,865	16	11	3	789
住宅まちづくり部	3,233,455	16	15	11	607,389
教育委員会	309,430	15	10	3	29,151
公安委員会	1,924,803	5	4	4	52,574
合計	18,704,349	146	119	42	8,526,483

アンケートの結果からも示唆されるとおり、繰越調定された未収金の多くにおいて、延滞金等の金額は把握されていなかった。これは、滞納日数に基づき延滞金等を計算し、延滞金等の調定を行うという事務の流れであるため、未収金が収納された時点ではじめて延滞金等を計算する上での滞納日数が確定するとされているためである。し



かしながら、適切に債権の管理を行っていく上では、常に延滞金等の額を把握しておくべきではないかと考える。というのも、債務者にとって、延滞によって元本とは別にどの程度の延滞金等が発生しているかは債務の弁済計画を立案するに当たっては極めて重要な情報であり、また、債務者にとって延滞金等の金額を知ることが、ある種の支払いのインセンティブにもなるのではないかと考えられる。

債務者の中には未収金に係る延滞金等が存在することを知らない者もあると考えられる。実際、監査人が検討した未収金の事例において、未収金以上の延滞金等を抱える債務者も現存する。未収金の元本を返済したが、元本を上回る利息や延滞金等が新たに発生し、元本以上の額がいまだ未収となっている事例も存在した。

債務者の立場からすると、債務の納付計画を立案する上でも、現状において総額でどの程度の債務額を負っているのかは極めて重要な情報である。債務者に対しては、延滞金等も含めた債務総額を明らかにしておかないとより確実な弁済計画は立てにくく、これが結果的に元本を回収したあとになって延滞金等が滞留している一因であると考えられる。また、滞納を続けることにより今後どの程度の延滞金等が発生するかを示すことは、返済の動機付けにもなり得ると考えられる。

なお、これら監査の結果と意見の概要については、次の指摘事項一覧表（報告書199頁 附属資料1.）を参照されたい。

報告書記載場所	結果又は意見番号	部局名	対象資産又は負債	指摘項目	
				頁	
第4.2	(4) 95	政策企画部	青少年海洋センターファーマリー棟 指定管理者納付金	回収できないう蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。	
	(4) 96	政策企画部	青少年海洋センターファーマリー棟 指定管理者納付金	当該債権の全額の回収は困難であると判断すべきであった。	
	(4) 96	財務部	青少年海洋センターファーマリー棟 指定管理者納付金	本債権のような未収金の発生を防止し、債権を保全する観点からは、例えば、指定管理契約の継続の判断に当たって、資力の状況についてできるだけ客観的にチェックを行うべきである。	
	(4) 96	総務部	退職手当返納に係る延滞利息、退職手当返納に係る延滞金、土地貸付料、土地貸付料に係る延滞利息	回収できないう又は回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権に関しては、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。	
	(4) 97	総務部	退職手当返納に係る延滞利息、退職手当返納に係る延滞金	現状は当該未収金に係る回収努力は十分であると言えない。今後、積極的に電話や訪問等による催促、分納交渉等についても検討すべきであると考える。	
	(4) 98	財務部	土地貸付料、土地貸付料に係る延滞利息	債権の回収可能性は過去からの前例に依るのではなく、個々の債務者の資力や財産の現況に応じて適切に判断すべきであり、あくまで回収可能性の判断時点での客観的な状況をみて判断すべきである。	
	(4) 98	財務部	土地貸付料、土地貸付料に係る延滞利息	不動産の貸付けに伴う契約段階で借主の資力調査を行うことや所得証明を入手すること、連帯保証人をつけること、十分な保証金を取ることと、契約時に貸付料の前払いを徹底すること、契約書において一定期間滞納した場合には契約を解除して、強制退去を求めること等、契約締結時に貸付料が未収となるリスクを極力低減する方策を検討すべきである。	
	(4) 99	財務部	土地貸付料、土地貸付料に係る延滞利息	債権という資産の保全、公有財産の有効活用の観点から、大阪府における保証の考え方として、貸付料が未収となるリスクを極力低減する方策を整理し、「公有財産事務の手引き」に明記すべきであると考える。	
	(4) 99	福祉部	補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金	回収が困難であると認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。	
	(4) 100	福祉部	補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金	現状では、平成22年3月24日大阪府知事宛「返済方法に関する文書」において、返済額は毎月一定額と決算時に「決算後1月以内に当期資金収支差額の50%を納付する。」と定められている。当該文書が大阪府と当該社会福祉法人との間で返済方法を定めた唯一のものであるが、平成24年度決算に係る納付がただちに行われていなかった。	
	(4) 100	福祉部	補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金	債権の保全の観点からは「当期資金収支差額」ではなく、他の会計区分や経理区分への繰入控除前の「経常活動資金収支差額」の一定割合にするなど、法人の恣意的な判断により返済額が調整されないよう工夫し、より確実に債権の回収ができるように返済額を設定することが必要である。	
(4) 100	福祉部	補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金	より積極的に財務諸表の信頼性を担保するための取組みが必要であると考える。		

報告書記載 場所	結果又は 意見番号	部局名	対象資産又は負債	指摘項目
第4.2	(4)	福祉部	補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金	他の債務と大阪府が有する債権との間に優劣関係はないのであるから、より積極的に回収交渉をすることが必要である。
	(4)	福祉部	児童福祉法第56条徴収金負担金（助産施設入所者負担金）	大阪府として、他の入所者や他の債務者との公平性の観点や他の所属における債権の回収事務の状況と照らして、非常にアンバランスであることから、まずは所在不明の債務者の特定に向け、各市町村と連携し継続的に調査を行うとともに、既に判明している債務者に対しては、適時に回収に向けた督促を行う必要がある。
	(4)	健康医療部	原爆被爆者手当金返納金	回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(4)	健康医療部	原爆被爆者手当金返納金	現在、新公会計制度に基づく報告上、債権回収整理計画上、また債権有高通知上、いずれも未収金として認識し報告している金額が債権として認識すべき金額とは異なっている。未収金の金額が7,000千円程度過少となっているため、適切に処理すべきである。
	(4)	健康医療部	原爆被爆者手当金返納金	当該債権はその多くで時効を迎えていること、また、相続人の支払意思がないものが殆どであることから、全額回収可能性があるとして現状の判断は妥当ではない。
	(4)	商工労働部	補助金返還金（A社） 補助金返還金（B社）	回収できない蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(4)	商工労働部	補助金返還金（A社）	実質的には経営破綻の状況に陥っており、債権の回収は非常に難しいにもかかわらず、回収可能性はあるとした所属の判断は誤っている。
	(4)	環境農林水産部	原状回復事業弁償金	回収できない蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(4)	環境農林水産部	原状回復事業弁償金	大阪府は当該交付金257,621千円を控除し、さらに、今後見込まれる返済額を考慮して、将来的に大阪府が負担することになる額は104,499千円であると判断しているが、あくまで257,621千円は過去の決算で収入に計上済であることから、将来的に大阪府が負担することになる額は現状の債権総額の381,698千円と今後見込まれる返済額の差額であると判断されるべきであった。
	(4)	都市整備部	都市整備費雑入	回収が困難であると認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(4)	都市整備部	都市整備費雑入	当該債権の全額の回収は極めて困難であると判断すべきであり、回収可能性についての判断は誤っているとイえる。
	(4)	都市整備部	都市整備費雑入	適切に債権管理と債権回収を行う上では、債務者の現況を継続して、かつ、可能な限り網羅的に把握するよう努めるべきである。

報告書記載 場所	頁	結果又は 意見番号	部局名	対象資産又は負債	指摘項目	
第4.2	(4)	108	都市整備部	港湾施設使用料	使用許可の取消処分を検討の組上に載せて取消しの検討対象とする基準等、統一的な運用ルールを作成の上、分納等の履行が滞る状態の事業者については、使用許可の取消処分を行うべきである。	
	(4)	109	都市整備部	土地使用料	都市整備部の関係する所屬においては、債権の評価等主観性や見積りが介在するような事務については、その事務の客観性がより担保されるよう十分に検討されることが望まれる。	
	(4)	109	住宅まちづくり部	府営住宅使用料及び損害金(入居者)、府営住宅駐車場使用料、府有財産賃貸借契約に係る賃貸料及び延滞金	回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。	
	(4)	110	住宅まちづくり部	府有財産賃貸借契約に係る賃貸料及び延滞金	これらの状況に鑑みると、当該債権の回収可能性は極めて困難であると判断すべきであった。	
	(4)	110	住宅まちづくり部	府営住宅使用料及び損害金(入居者)	即刻、適時適法に住宅返還を進めるための事務手続や事務フローを確立し、当該状況の合法的な解消に向けた具体的な手続を進める必要がある。	
	(4)	114	住宅まちづくり部	府営住宅使用料及び損害金(入居者)	残置家財の処分価値を超えて収入の調定を続けることは不合理である。	
	(4)	114	住宅まちづくり部	府営住宅使用料及び損害金(入居者)	少なくとも、原契約者である契約名義人が死亡する前に現に発生していた住宅使用料の収入の未済については、当該保証人に対して保証の履行を求めるべきである。	
	(4)	114	結果4	府営住宅使用料及び損害金(入居者)	当該債権のうち、少なくとも本監査で検討の対象とした35件109,788千円は、回収可能性はないものとして、破産更生債権に分類すべきである。	
	(4)	115	住宅まちづくり部	府営住宅使用料及び損害金(入居者)	現在の一般債権の回収可能性にも影響を及ぼすことになる。	
	(4)	115	住宅まちづくり部	府営住宅使用料及び損害金(退去者)	不納欠損処理がどの担当者が担っても適切に行われるよう、また、担当者が交代しても事務に支障をきたすことがないよう、不納欠損処理のための具体的に統一的な運用のルールを策定する必要がある。	
	(4)	117	住宅まちづくり部	府営住宅駐車場使用料	府営住宅駐車場使用料に係る債権の回収可能性を適切に判断するためには、回収可能性の判断時点において府営住宅駐車場使用料に係る債務者の中に府営住宅使用料の滞納者と合致する債務者がいないかどうかの把握を行う必要がある。	
	(4)	117	結果5	府営住宅駐車場使用料	適切な債権管理のために、「大阪府府営住宅駐車場使用料不納欠損処理基準」の速やかな改訂が必要である。	

報告書記載場所	結果又は意見番号	部局名	対象資産又は負債	指摘項目		
				頁		
第4. 2	(4)	117	結果6	住宅まちづくり部	府営住宅駐車場使用料	当該債権のうち、少なくとも自己破産者に係る債権566千円については、不納欠損処理すべき債権であり、破産更生債権に分類すべきである。
	(4)	117	結果7	住宅まちづくり部	府営住宅駐車場使用料	時効を迎えた債権6,208千円については、当該債権の回収可能性は殆どなく、回収可能性についての判断も誤っている。
	(4)	117	意見32	教育委員会	業者使用水光熱費	回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(4)	118	意見33	教育委員会	学校徴収金等の着服による損害金	納付書の記載や発行形式に工夫を行うべきである。
	(4)	119	意見34	教育委員会	業者使用水光熱費	使用許可を継続することの是非について検討するとともに、今後の方策について総合的に検討すべきである。
	(4)	119	意見35	教育委員会	損害賠償金	時効成立に対して、登記簿を確認するだけではなく、現地調査をした上で、時効を迎えるべきかどうかと考える。
	(4)	120	意見36	教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター加入掛金	第一学年分に相当する掛金の未収がある場合には、第二学年以降の契約は継続せず、立替を止めるべきである。
	(4)	120	意見37	教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター加入掛金	第一学年の入学当初に、加入同意書を受領したものの、掛金が期限までに納付されない場合があるが、これらの者については保険に加入しないことと取り扱うことも含めて、そのための仕組み作りを検討すべきである。
	(4)	120	意見38	教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター加入掛金	速やかに未納率等の調査を行い、仮に未納率等が大幅に改善していないようであれば、その他の改善策を講ずべきである。
	(4)	120	意見39	教育委員会	学校徴収金等	来年度から府立高等学校の授業料の徴収が復活することも踏まえ、大阪府教育委員会全体として、改めて回収に向けた取り組みを検討することが必要である。
	(4)	121	意見40	公安委員会	放置違反金	回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(4)	122	意見41	公安委員会	放置違反金	債権管理をより厳格に行うためには、未納の事実にも着眼して管理の取組みを行うべきである。
	(4)	124	意見42	公安委員会	放置違反金	徴収率の抜本的な改善に対する取組みとして、使用制限を積極的かつ強力的に活用すべきである。

報告書記載場所	結果又は意見番号	部局名	対象資産又は負債	指摘項目	
				頁	
第4.2	(4) 124	公安委員会	放置違反金		差押えの予告状を送付せずに差押えすることについて、その有効性を改めて検証すべきである。
	(4) 129	会計局	債権全般		回収可能性についての判断の実務、これらの回収可能性に係る判断を受けての債権の区分方法、債権回収整理計画上の区分と新公会計制度上の分類、両者の対応関係、相違点とが十分確実に浸透していないと見受けられるため、会計局会計指導課は、これらについて各所属及び新公会計制度推進者に浸透する取組みを引き続き強力に進めることが期待される。
	(3) 132	政策企画部	救助用物資（災害救助用基金）		数量の確定は削除手続を経て行うべきである。
第4.3	(3) 135	住宅まちづくり部	りんくうタウン		府民に対する行政の責任として、当該差異の発生原因の分析を行い、より適切に時価評価が行われるようにその後の評価に活用すべきである。
	(2) 143	商工労働部	出資金全般		個々の出資の状況や出資に係る書類等の保管場所をまとめた一覧表を作成し管理することが望まれる。
	(2) 143	都市整備部	出資金全般		評価は部局横断的に同じ資料に基づいて統一的行う必要があるため、同じ団体に出資している所属間では、大阪府の決算上同一の直近の財務諸表に基づき出資金の評価を行っているか、相互に情報の共有を図り調整すべきである。
第4.5	(3) 145	政策企画部	災害援護資金市町村貸付金		回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(3) 146	政策企画部	災害援護資金市町村貸付金		当該債権については、全額回収可能であると判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考える。
	(3) 147	政策企画部	災害援護資金市町村貸付金		当該貸付金の回収可能性の判断に当たっては、個々の債務者の状況について、貸付先である市町村に照会の上、資力等の状況や今後の免除予定等も踏まえて行うべきである。
	(3) 147	府民文化部	大阪府大学修学奨学金貸付金、大阪府青年英会話貸付金		回収できないうちにあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(3) 149	福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金、大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金、大阪府介護福祉士等修学資金貸付金、大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金		回収できないうちにあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
	(3) 150	福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金		そもそも所属において適切に現況調査できていないことから個々の債務者の状況を網羅的に正確に追跡できていない。

報告書記載 場所	結果又は 意見番号	部局名	対象資産又は負債	指摘項目	
				頁	
第4. 5	(3)	福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金	150	所属は個々の債務者等の状況を網羅的に正確に把握し、個々の債権について今後の回収に向けた具体的な方策を策定する必要がある。
	(3)	福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金	150	定期的に債務者の現況調査をするなど、個々の債務者等の状況を網羅的に正確に把握する方策、仕組みを検討する必要がある。
	(3)	福祉部	大阪府高齢者住宅整備資金貸付金	結果9	過去の実績に基づき不納火損・貸倒実績率の計算も誤っていることから、いわゆる一般債権の回収可能性の判断についても誤っている。
	(3)	福祉部	大阪府理学療法士及び作業療法士 修学資金貸付金	結果10	現状所属は調査を行っているものの、債務者の状況の把握が不完全である状況が判明した。
	(3)	福祉部	大阪府理学療法士及び作業療法士 修学資金貸付金	意見56	債務者の個々の状況について正確に把握できておらず、また、少なくとも、過去に不納火損の事実があるにもかかわらず、いわゆる一般債権について全額回収可能であると判断するには疑義がある。
	(3)	福祉部	大阪府理学療法士及び作業療法士 修学資金貸付金	意見57	所管課は全ての債務者の現況について個別に、免除すべき事由若しくは返還を求めるときは返還を求めているかどうかの把握を行うべきところ、債務者の現況把握が不完全であるため、返還を求めるときは返還を求めているかどうかわからないものがある可能性がある。
	(3)	福祉部	大阪府介護福祉士等修学資金貸付金	意見58	当該所属が行った当該債権の回収可能性の判断については、疑義が残る。
	(3)	福祉部	大阪府介護福祉士等修学資金貸付金	意見59	全ての債務者について個別に、免除すべき事由若しくは返還を求めるときは返還を求めているかどうかの把握を行うべきところ、一部に漏れがあるため、返還を求めるときは返還を求めているかどうかの把握ができていないものがある可能性がある。
	(3)	福祉部	大阪府母子福祉小口資金貸付金	意見60	所属は、本事業において平成24年度末現在19,021千円ほどの資金が同連合会内部において留保される現状でもなお、同連合会に対して35,500千円の貸付けを継続する必要性を改めて検討すべきであると考ええる。
	(3)	福祉部	大阪府身体障がい者更生資金特別 貸付金	意見61	当該債権については、少なくとも、全額回収可能であるとは判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考ええる。
	(3)	福祉部	大阪府身体障がい者更生資金特別 貸付金	意見62	大阪府社協の債権管理や債権回収に係る事務について所属が更に掘り下げた調査をし、報告を求めるときも必要であったと考える。
	(3)	福祉部	大阪府身体障がい者更生資金特別 貸付金	意見63	既存の取扱いの是非について検討されたい。
	(3)	福祉部	大阪府社会福祉事業振興対策貸付金	意見64	本事業において平成24年度末現在で約303,335千円の多額の資金が(社福)大阪府社会福祉協議会に留保されている。所属は、現状の貸付けのニーズを十分に踏まえ、留保額の大阪府への繰上げ償還の検討を進めるべきである。

報告書記載 場所	結果又は 意見番号	部局名	対象資産又は負債	指摘項目	
				頁	
第4. 5	(3)	155	意見65	福祉部 貸付金全股	福祉部は、既存の制度については、直接の貸付先との契約の場合には通常定められるべき項目や内容と照らし合わせて、当該制度においても同様の定めとなっているか再度点検を行うとともに、今後の回収に向けた取組みを貸付先と十分に協議することが必要である。
(3)	155	意見66	福祉部 貸付金全股		今後、新規での貸付けが発生する際には、これらの決定に当たって部としての基本方針を定める必要があると考えられる。
(3)	157	意見67	健康医療部 大阪府看護師等修学資金貸付金、 同貸付金に係る延滞利息		回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
(3)	158	意見68	健康医療部 大阪府看護師等修学資金貸付金		現状では十分に債務者の現況把握が行われておらず、債権の回収可能性の判断が適切に行われていないと把握すべきである。適切に債権の回収可能性を把握するために、早急に債務者の現況について把握すべきである。
(3)	158	意見69	健康医療部 大阪府看護師等修学資金貸付金		これらの回収は極めて困難であると考えられることから、適切な債権の回収可能性の判断を経て、債権整理の促進を図るべきである。
(3)	159	意見70	健康医療部 大阪府看護師等修学資金貸付金		平成23年度から回収困難債権引受け業務により税政課債権特別回収・整理グループが引き受け、債権回収又は整理に向けられた処理に取り組んできたが、今後は、債権回収・整理マニュアルをはじめ、債権特別回収・整理グループから所属が引き継いだ債権管理に関するノウハウや知識を活用し、積極的に債権の回収及び整理に取り組んでいくことが必要である。
(3)	159	意見71	中小企業高度化資金貸付金		回収できない若しくは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
(3)	162	意見72	(株)大阪繊維リソースセンター 貸付金		貸付を行った際の意思決定過程や、債権者として行った事業計画の合理性や妥当性の検討過程や結果を、事後的にも確認できるよう十分に整理しておく必要がある。
(3)	162	意見73	環境農林水産部 経営改善資金貸付金 (M社)		回収できない蓋然性が相当程度高いことから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。
(3)	163	結果11	経営改善資金貸付金 (M社)		所屬は平成24年度決算に係る貸付金の回収可能性の検討に当たって、直近の決算書を入力して行っていない。直近の決算書を入力して行っていない。
(3)	165	結果12	環境農林水産部 沿岸漁業改善資金貸付金		環境農林水産部の沿岸漁業改善資金貸付金については、分割返済の期限に遅延しその後返済があった額について、延滞金が発生しているものがある。
(3)	165	意見74	教育委員会 高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励費貸付金、高等学校等 修学資金奨励費貸付金		回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである。



報告書記載 場所	結果又は 意見番号	部局名	対象資産又は負債	指摘項目
第4.5	(3)	教育委員会	高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金	同一の債務者に対する個々の債権の貸倒の可能性（貸倒リスク）、回収可能性は同一と考えて、債権の評価を行うべきである。
	(3)	教育委員会	高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金	債権の回収可能性を検討するにあたり、時効を迎えたかどうかの別だけで判断するという考え方は、実際の債権の状況や実態を適切に示しているとはいえない。時効を迎えたかどうかの基礎だけで回収可能性を判断するのは適切ではない。
	(3)	教育委員会	高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金	高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金の多くが回収できない実態に鑑み、他の所属等の事例も参考に回収に向けた積極的な方策を策定し、実行すべきである。
	(3)	会計局	債権全般	回収可能性についての判断の実務、これらの回収可能性に係る判断を受けての債権の区分方法、債権回収整理計画上の区分と新公会計制度上の分類、両者の対応関係、相違点とが十分確実に浸透していないと見受けられるため、会計局会計指導は、これらについて各所属及び新公会計制度推進者に浸透する取組みを進めることが期待される。
第4.7	(2)	財務部	固定資産全般	財産活用課は、減損処理取扱要領に「処分費用見込額」が定義付けられた趣旨を十分斟酌し、今後各部局等が処分費用見込額を適切に見積もることができよう、指導することが望まれる。
	(2)	財務部	固定資産全般	財産活用課は、固定資産等の評価がより適切に行われるよう、その時価の算定方法について、これからの各部局や各所属に継続して指導することが望まれる。
	(2)	都市整備部 教育委員会	岸和田高等学校、竜華水みらいセンター、今宮高等学校	公有財産台帳の取得年月日について、次のとおり不合理なものが認められた。
第4.11	(2)	都市整備部 教育委員会	岸和田高等学校、竜華水みらいセンター、今宮高等学校	評価の時点修正を正確に行うためにも、評価の妥当性を検証するためにも、公有財産台帳上の取得年月日が正確であるかの点検を行う必要がある。
	—	商工労働部、教育委員会、公安委員会	企業立地促進補助金返還金、高等学校校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金、高等学校校等修学資金奨励費貸付金、業者使用水光熱費、放置違反金	延滞金等の金額を常に把握していない以下の所属においては、延滞金等も未収の状況とともに把握を行い、債権回収に向けた督促や交渉等の過程で適時に債務者に情報提供できるよう状況にしておくよう、努めるべきである。

以上